

社会福祉法人 長岡京せいしん会  
役員等の報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法の一部改正に伴い、法人役員及び評議員としての職務が明確化されるとともに、責任等もこれまでより重要性が増してくると考えられる。

これまで、当法人の役員等に対して報酬は支払われてこなかったが、その役職にふさわしい報酬を支給することにより、法人運営の適正化・安定化を図ることを目的とする。

(支給対象)

第2条 次の会議等に出席した場合報酬を支給するものとする。ただし、理事の内、法人職員を兼ねる理事は支給の対象外とする。

(1) 理事・監事

・定例・臨時に開催する理事会。

(2) 評議員

・定時評議員会及び臨時に開催する評議員会。

(3) 監事

・定例・臨時に開催する会計監査。

(4) 評議員選任・解任委員会委員

・評議員選任・解任委員会

(支給額)

第3条 前項に記載する報酬の額は、1回につき10,000円とする。

附則

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

ただし、第1条第1項から第3項に規定する役員に対しては、平成29年4月1日より適用する。